

監査委員事項

沖縄県監査委員公表第3号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成20年3月31日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年6月13日

沖縄県監査委員	太田 守	胤子
沖縄県監査委員	鈴木 啓	次則
沖縄県監査委員	兼城 賢	
沖縄県監査委員	糸洲 朝	

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

（平成18年度監査結果報告分）

1 県税収納率の向上に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 県税の収納状況は次のとおりで、収納率は前年度に比べ0.7ポイント上回っている。しかし、収入未済が多額となっているので、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成18年度	101,630,690,655円	97,250,041,236円	575,268,535円	3,809,072,878円	95.7%
平成17年度	92,545,180,672円	87,932,500,351円	351,655,787円	4,269,082,692円	95.0%
対前年度比	109.8%	110.6%	163.6%	89.2%	-

(2) 講じた改善措置の概要 新たな徴収対策として、個人県民税徴収強化を図るため市町村との短期併任制や自動車税におけるコンビニ収納を導入したほか、インターネット公売を実施した。

さらに、広報活動の強化、タイヤロックの実施、滞納者の実情に即した滞納整理の展開など、徴収対策の充実を図ることにより、徴収率の向上に努めた。

（総務部税務課、各県税事務所、両支庁県税課）

2 調定事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容 道路占用料等の収入について、前年度から引き続き占用料を徴収するものについては4月30日までに徴収すべきであるが、徴収事務が著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 今後は、沖縄県財務規則に基づいて適切な執行に努める。

（八重山支庁土木建築課）

3 給与が過・不足払いとなっていたもの

- (1) 指摘の内容 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得状況の確認が十分でなかったため、531,380円が過払いとなっていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 指摘後是正した。今後は、関係規則等に基づいた適正な事務処理に努める。
(宮古支庁宮古家畜保健衛生所)

4 契約方法等について改善を要するもの

- (1) 指摘の内容 焼却炉燃料用重油の購入契約について、随意契約を締結しているが、競争入札に付すよう改善する必要がある。また、契約に当たっては、沖縄県財務規則に基づく予定価格調査が作成されていなかった。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成20年度から、予定価格調査の作成及び指名競争入札を実施した。
(八重山支庁八重山家畜保健衛生所)

5 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等	304,354,247円	66.8%	2.8%
生活保護返納金	26,519,116円	79.1%	43.5%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」に基づき、滞納状況に応じた個別的な償還活動を推進することにより、収入未済の発生防止に努めている。

債権管理の徹底と償還率の向上のため、平成19年度より貸付償還事務システムによる債権管理を開始し、借受人にとって利便性の高い口座振替による納付を導入した。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、各福祉保健所)

イ 生活保護返納金については、未納者リストを活用し、ケースワーカーが生活保護世帯の定期訪問時に分納指導や督促を行っている。

(南部福祉保健所)

6 授業料の免除及び減額の決定に係る事務処理が遅いもの

- (1) 指摘の内容 沖縄県立看護大学の授業料の免除又は減額の決定は、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則第6条で、知事は、当該申請書の送付を受けたときは、速やかにその可否を決定し、その旨を学長を経て申請者に通知するとなっているが、6ヶ月以上の期間を要していた。
- (2) 講じた改善措置の概要 減免の処理を迅速に行うため「授業料減免申請の基本処理方針」を作成した。

平成19年度分については、前期分は学生から4月に申請書を受理した後8月7日に減免決定し、後期分は10月に申請書受理後12月26日に減免決定した。

(福祉保健部看護大学)

7 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	88,933,000円	55.1%	3.9%
違約金及び延納利息	2,567,887円	42.2%	35.7%

- (2) 講じた改善措置の概要 延滞の発生防止及び未収金の早期回収を図るため、「沿岸漁業改善資金債権管理要領」に基づき、収入未済額の回収に取り組んでいる。

具体的には、漁業協同組合及び水産業改良普及センターと連携し滞納者の状況把握に努め、借受者及び連帯保証人に対して電話、督促状の送付及び面談の実施による支払督促を行った。

(農林水産部水産課)

8 債権の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 中央卸売市場施設使用料等の徴収に当たり、沖縄県財務規則の規定に基づく督促状の発行が著しく遅延していた。
- (2) 講じた改善措置の概要 納入期限内に納めてもらえない施設使用料及び実費徴収金については、沖縄県財務規則に基づき督促状を送付した。

今後は、同財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。

(農林水産部中央卸売市場)

9 通信運搬費の執行に適正を欠くもの

- (1) 指摘の内容 必要以上の切手の保有があり、毎年度持ち越されていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 速達や重量の重い郵便物の送付に使用した。今後は、適正な切手の管理を行う。

(農林水産部北部農林土木事務所)

10 公公用財産の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 海岸保全施設工事等の施行により取得した土地は、国に帰属するものであるが、県有財産として登録されていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 県知事から、本来所有者となるべき国へ更正登記を行い、公有財産台帳から抹消した。今後は、海岸保全区域台帳に登載して適正な管理を行う。

(農林水産部農村整備課)

11 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 多額の収入未済が生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	3,440,092,415円	69.7%	4.3%
違約金及び延滞利息	61,558,857円	88.7%	△0.2%

- (2) 講じた改善措置の概要 収入未済額の圧縮を図るために、高度化資金及び設備近代化資金の借受人及び連帯保証人に対し、訪問等による督促を行うとともに診断・指導助言等を行い経営改善を促し、未収金の回収と新たな未収金の発生防止に努めている。

(観光商工部経営金融課)

12 支払遅延により不経済支出となっていたもの

- (1) 指摘の内容 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの電気料の支払いが早取期限日より遅れたため、遅取加算額55,462円が不経済支出となっていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 電気料金等で、期限の決まっている定期的支出については、支払い期限の再確認を行うよう徹底し、今後は、適正な事務処理を行う。

(観光商工部新産業振興課)

13 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 県営住宅は平成18年度から指定管理者の管理に移行している。収入未済額は前年度より減少しているが、まだ多額にのぼっており、引き続き徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努める必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	814,568,605円	14.9%	△4.9%

- (2) 講じた改善措置の概要 指定管理者においては、滞納1ヶ月以上からの電話督促や訪問を実施し、滞

納額が少額のうちに措置を講じる等の対策を行っている。

また、県においては、長期滞納者に対する法的措置（明け渡し訴訟の提起 平成19年度63件）を実施し、収納率の向上に努めた。

今後とも指定管理者との連携を密にし、なお一層収入未済額の圧縮を図る。

(土木建築部住宅課)

14 港湾施設の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 港湾施設の使用許可申請手続がなされないまま、コンテナ置き場として使用させている事例等があり、管理上適正を欠いている。
- (2) 講じた改善措置の概要 今後は、港湾管理条例に基づき適正な使用許可を行う。

(土木建築部中城港湾建設事務所)

15 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 平成18年度末における医業未収金（個人負担分）は1,860,136,517円となっており、前年度末より8.2パーセント増加していた。未収金の発生防止及び早期回収等について一層の努力を要する。
- (2) 講じた改善措置の概要 未収金対策については、診療費未納対策マニュアルの周知や、院内各部門の連携を強化することにより発生防止と早期回収に努め、現年度分については、平成20年2月末時点での前年同月に比べ1億1,056万円の減少となった。

また、一定の条件を満たす債務者に対しては、裁判所へ「支払督促」を申し立てており、悪質と認められる債務者については、債権差押えを行うなど回収強化に努めている。

さらに、一部債権については、民間の債権回収業者と委託契約を締結し、未収金回収を行っている。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

16 給与が過・不足払いとなっていたもの

- (1) 指摘の内容 扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、扶養手当、期末手当等が過払いとなっているが、本人からの届出がなされてないため、返納額の確定ができない状況になっている。本人への督促を行い速やかに処理する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 当該職員より関係書類を徴収し確認した結果、平成17年度及び平成18年度で総額270,750円の扶養手当等の過払いがあり、平成21年1月完済で分割返済してもらうことで当該職員と調整した。

(病院事業局南部医療センター・こども医療センター)

17 診療報酬請求事務について努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 レセプトの過誤による返戻状況は、平成14年度の0.96パーセントから平成17年度の0.62パーセントまで遞減傾向で推移していたが、平成18年度は0.77パーセントで前年度に比べ、0.15パーセント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

- ア 外来受診時の保険証確認、入院中患者の月初めの保険証確認の徹底により資格喪失等基本的事項の確認誤りを防止する。
- イ 保険入力データについて職員の重複チェックを行う。
- ウ レセプト関係部署職員参加による勉強会の強化
- エ 県立病院課の適正収益確保チームによる改善指導等の対策を引き続き実施することにより、改善に努める。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成18年度監査結果報告分)

1 契約事務に改善を要するもの

- (1) 指摘の内容 社団法人沖縄県トラック協会では、ノートパソコン17台を2,822,000円で購入していたが、契約書が作成されていなかった。同協会の会計規程によると、100万円を超える契約を結ぼうとするときは、契約書を作成しなければならないこととされている。

今後は、会計規程に基づいて適正な会計処理を行う必要がある。

(企画部所管)

(2) 講じた改善措置の概要 今後は会計規程に基づき適正な会計処理を行う。

(社団法人沖縄県トラック協会)

2 会計事務等に改善を要するもの

(1) 指摘の内容 財団法人沖縄県セルプセンターでは、適切でない事務処理が次のとおりあったので、今後は是正する必要がある。

ア・会計規程によると、金銭の支払いをしようとするときは請求書を添付した支出伺に基づく伝票により行うことが必要であるが、なされていないものがあった。

また、50万円を超える契約については、契約書を作成することになっているが、契約書が作成されていないものがあった。

イ・決裁規程によると、1件50万円を超える物件の取得、処分等を行う場合は理事長の決裁事項となっているが、決裁がされていなかった。

(福祉保健部所管)

(2) 講じた改善措置の概要 今後は、事務のチェック体制を強化するとともに、関係規程等に基づき適正に執行する。

(財団法人沖縄県セルプセンター)

3 県補助金が過大交付となっていたもの

(1) 指摘の内容 医療法人へいあんに対し、精神障害者社会復帰施設運営費補助金75,061,000円を交付しているが、補助対象経費の算定を誤ったため、3,087,000円が過大交付となっていた。

今後は、補助対象経費の算定に当たって、留意が必要である。

(福祉保健部所管)

(2) 講じた改善措置の概要 過大交付となった補助金の全額を、平成19年12月に返還した。今後は、このような事態が生じないよう十分な審査・確認を行い適正な事務処理を行う。

(医療法人へいあん)

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成18年度監査結果報告分)

1 生産物台帳の整備について

(1) 指摘の内容 日々生産され払下げられる生産物については、生産物台帳等の事務負担が大きいので、現場の実情等を勘案し、その事務改善に向けて検討する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要 比較的短期間で変質・腐敗するような生産物や日々生産され処分される生産物については、沖縄県財務規則第166条第1項第9号の規定に基づき、生産物台帳への登記を省略し、生産物取扱要領に新たな様式（生産物報告書兼処分伺）を設けて、生産物の報告と処分の手続を同時に決裁できるよう改善した。

(教育庁各農林高校)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所） 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F	購読料 1部1箇月 1,800円